

ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会第4回会合(議事要旨)

2019年11月21日(木)15時~17時

於外務省共用国際会議室893号室

1. 開会挨拶

2. 救済へのアクセスについて

(1) 行動計画に盛り込むことが適当と考える具体的事項・施策に関する意見

作業部会構成員より行動計画に盛り込むことが適当と考える具体的事項・施策として提示があった意見について、各作業部会構成員がコメントを述べた。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ 第3回作業部会でステークホルダーから紹介があった「対話救済ガイドライン」のような実務型・対話型のガイドラインを周知させることにつき支援を頂きたい。

(斉藤一隆 中小企業家同友会全国協議会事務局次長)

- ・ 中小企業の果たす役割や多様性, 取引関係の問題, 中小企業の主体性を引き出すといった事項を踏まえて施策を検討, 実施して頂きたい。
- ・ 中小企業が苦情の申立てを行った場合に, 取引等において不利益を被らないような配慮を頂きたい。公正取引に関する窓口の一元化, ルールメイキングにおける積極的な役割の推進を盛り込んだ, 国内人権機関を設置すべき。
- ・ 中小企業が事業レベルの苦情処理制度を設置する場合に, 中小企業に適した運用の在り方等に関するガイドラインの作成が必要と考える。

(銭谷美幸 第一生命保険(株)運用企画部長兼責任投資推進部長)

- ・ 既に公表されている他国の行動計画に劣後することのない法制度の制定は当然のことながら, 法の制定が全てではないと考える。グローバル化に対応しながら, 日本らしさ, 配慮や思いやりの精神をもつことが重要である。
- ・ 女性だけでなく, 弱い立場に置かれている人達への配慮を検討頂きたい。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ 日弁連は本21日, 意見書を採択。追って提出させて頂きたい。本会合では, 意見書の司法的救済・非司法的救済に関するポイントのみ説明する。
- ・ 司法的救済について, SDGs の目標16. 3達成の観点からも, 日本企業が関与する国外の事案について, 司法へのアクセスを確保する施策を検討頂きたい。
- ・ ビジネスと人権, 特にサプライチェーンの問題においては, 司法だけでは対応できない面もあり, 非司法的救済の拡充が重要である。国内人権機関の設置や,

各国際人権条約において個人通報を可能とする選択議定書の批准や個人通報条項の受託宣言等を検討頂きたい。

- ・ NCP(OECD多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口)には、国外からも申立てがあると認識。国外からの救済へのアクセスをいかに担保していくのか検討頂きたい。また、NCPの調停機能を強化する観点からも、実際の解決能力を備える弁護士等の専門家を活用することも検討して頂きたい。
- ・ 企業・業界団体の苦情処理メカニズム構築を国が支援することも検討頂きたい。
- ・ 裁判手続きのIT化を救済へのアクセスの推進に資する形で進めて頂きたい。ADR(裁判外紛争解決手続)においても、最新技術の導入を含めアクセスを拡充する施策を検討頂きたい。
- ・ 救済メカニズムの実効性を高めるために、その利用者であるステークホルダーとの対話の機会は、この作業部会のような枠組みも含め、継続して設けて頂きたい。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー)

- ・ 救済へのアクセスに関して、ILO多国籍企業宣言64-66項が、労働者が苦情を申し立てる権利があることを中心に、政府と企業に対して指針を示している。また、救済のアクセスを実効的なものとするべくビジネスのためのヘルプデスク及び実務に資する国際労働基準のQ&A等のツールを提供。ヘルプデスクは他国の行動計画でも言及され、ウェブ等を通じて利用に供されている。
- ・ ILO多国籍企業宣言は「企業・労組間対話」システムも設け、労使の同意に基づき、ILOがファシリテーターを提供して紛争解決を促す。国際的な枠組みの中で、調停等の紛争解決処理を行う画期的な仕組み。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ 国内人権機関の設置は救済の観点からも重要。議論活性化の契機となるよう本行動計画で言及頂きたい。
- ・ 救済へのアクセスにおいて、最も考慮すべきは人権に関する負の影響を受けている当事者である。制度枠組みの説明も肝要だが、制度をつくる時に聴取している当事者の意見を聞かせていただきたい。
(本行動計画に盛り込む優先分野を特定していく上で、)1月に募集されたパブリックコメントの意見をどの様に検討されたか聞かせて頂きたい。

(長谷川知子 (一社)日本経済団体連合会 SDGs 本部長)

- ・ 11月11日に経団連は「我が国の行動計画(NAP)に対する意見」を公表。
- ・ 非司法的救済については、NCPに関する意見を記載。
- ・ 国内人権機関の設立については、労働分野に係る行政ADRがあり、その実効

性を高めるための法改正も行われていることから、独立した国内人権機関を別途設ける必要はないと考える。

(片山銘人 日本労働組合総連合会総合国際政策局国際政策局長)

- ・ 救済へのアクセスの確保には、包括的な人権救済法が必要。国内人権機関の設置も視野に入れるべき。
- ・ 公益通報保護制度について、市町村における内部告発者からの通報・相談窓口設置の推進・拡充を行って頂きたい。
- ・ 国外の事案に対処するためには、NCP の拡充が重要。労使紛争の早期解決を目指し人的・財政的に NCP を拡充することで、機能を整備して頂きたい。

(2) 政府及び関係機関側から、関連する「救済」の枠組みについて概要の説明

関係府省庁(法務省, 消費者庁, 外務省, 内閣府, 厚労省(発表順))及び政府関係機関((独)国際協力機構(JICA)及び(株)国際協力銀行(JBIC))から、関連する「救済」の枠組みについて、説明があった。それを受けて、作業部会構成員からファクトベースの質問等が寄せられた。

(銭谷美幸 第一生命保険(株)運用企画部長兼責任投資推進部長)

- ・ (外務省に対し)日本 NCP への申立ての件数は、他国の水準と比べて多いのか、それとも少ないのか。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ (外務省に対し)外務省ホームページによると、最新のフィリピンにおける事業に関する NCP への申立ては、2019年に終了しているが、提訴は2004年である。これだけ時間がかかるものなのか。早期解決も NCP の実力の一つと考える。

(外務省)

- ・ (上記2問に対し)各国への申立て件数は OECD のホームページに掲載されている。各国の考え方や認知度の違い等を含めて状況が異なるため、一概には比較できない。
- ・ 当該案件では、関係者と連絡をとりつつ進めていた。フィリピンにおいても裁判手続きが進んでいたこともあり、その帰趨を見極めていた事情がある。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ (法務省に対し)資力の乏しい国民等に対して、ADR に関し法律扶助等の制度はあるのかお伺いしたい。

- ・（厚労省に対し）、海外のサプライチェーンの労働問題に関する救済についての取組や今後の展望についてお伺いしたい。
- ・（JICA 及び JBIC に対し）苦情処理メカニズムの中で、ビジネスと人権に関する指導原則（以下、「指導原則」とする。）やビジネスと人権について、どの程度考慮され、議論の対象となっているのかをお伺いしたい。
- ・（経産省に対し）海外に進出する企業が直面する問題に対し、どのようなサポートがあるのかお伺いしたい。

（法務省）

- ・ 御指摘の点については、詳細を承知しておらず、この場で回答することは差し控えたい。

（厚労省）

- ・ 労働法の適用範囲、適用対象は、日本国内の紛争に限られる。
- ・ 海外のサプライチェーンの労働者の人権の確保は重要な課題であると認識しているが、労働行政としてそこまでをカバーすることは難しい。

（JICA）

- ・ 最近の動向では、人権に関する申立ては1件のみ。その1件も、調査を行った結果、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」違反と断定できる証拠は得られなかったが、改善の余地は見受けられた。

（JBIC）

- ・ 2012年以降、4件申立てがあった。人権に関連するものはない。
- ・ 「JBIC 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン環境ガイドライン」の改訂を5年に1度、実施する予定で、今年が最後の年。改訂に当たり、期間中の運用等をレビューする機会があり、そのタイミングで、国際的なルールや潮流を参照した上で、人権に関する事項も検討した上で、ガイドラインを検討していく。

（経産省）

- ・ サプライチェーン上の問題に関する救済を支援するような取組等は行っていない。

（外務省）

- ・ 必ずしもビジネスと人権分野に特化したものではないものの、在外公館には日本企業支援窓口を置いており、現地で活動する日本企業の情報提供要請・相談に応じていると承知。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ 経産省や、日本貿易振興機構(JETRO)、在外公館が行っている取組に、ビジネスと人権の視点を盛り込み、日本企業への支援を進めて頂きたい。

(銭谷美幸 第一生命保険(株)運用企画部長兼責任投資推進部長)

- ・ (JICA, JBIC に対し)事業審査役体制におけるダイバーシティへの配慮について伺いたい。

(JICA)

- ・ 異議申立審査役は男性2名、女性1名。環境面等、様々な観点からの検討が必要であるため、経験豊富な人材として、大学の教授等を選任している。

(JBIC)

- ・ JICA 同様、経験を踏まえて、審査役を選任している。JBIC 全体のガバナンスとしては、社外監査役を配置し、経営諮問評価委員会やリスクアドバイザリー委員会にも社外から委員を招聘している。また、その中には女性も2名選任されている。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ (JICA に対し)苦情処理ガイドラインの改訂プロセスにおいて、ビジネスと人権の観点は考慮されているか再度お伺いしたい。

(JICA)

- ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」は2010年に採択され、その後10年以内に包括的な検討を行い、必要があれば改訂。現在、この期間の運用に関して、レビュー調査を実施しており、国際潮流を踏まえ、指導原則の動向等も分析をしながら、今後の改訂の論点になるか検討している。具体的な検討は年明けから始まる。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ (外務省に対し)NCP への申立て手続きの翻訳に関する予算を計上している旨の説明があったが、これは来年度予算か。何語への翻訳を想定しているのか。増員の説明があったが、何名から何名にか。担当者の性別についてお伺いしたい。

(外務省)

- ・ 今年度の予算として計上。翻訳言語は英語である。
- ・ 人員は、2名体制を4名体制に増員。女性が3名、男性が1名である。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- ・ (外務省, 厚労省, 経産省に対し)OECD の RBC(責任ある企業行動)センター長より, NCP に関する研修の実施を要望する声を頂いている。政府やステークホルダーが海外のグッド・プラクティスを学ぶ機会として, 検討頂きたい。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー)

- (外務省, 厚労省, 経産省に対し)日本 NCP 委員会も含めた NCP の運用に関して, 国際基準を踏まえたものとなるように国際機関との対話の機会を検討いただき, 国際機関のサポートやツールを活用して頂きたい。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ (内閣府に対し)障害者差別解消法に基づく相談窓口における相談件数をお伺いしたい。

(内閣府)

- ・ 相談件数をカウントしている自治体は、959団体である。

3. 「要請書」について

作業部会構成員より提示を受けた要請書について, 説明があった。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー)

- ・ ステークホルダー構成員の意見を整理し, 総意として要請書を作成。ステークホルダー間の意見調整の過程で, 各団体間で対話が生じ, 相互に意見の理解が促進された。これを政府にも共有することにより, 更に深い対話を行うことを意図するもの。
- ・ 要請書中の「共通要請事項」はあくまで各ステークホルダーの意見の一致する最低ラインであり, それぞれの団体はこれ以上の意見を有している。政策の一貫性を担保しつつ, 各ステークホルダーとの対話を踏まえて「共通要請事項」を具体化していくことを検討頂きたい。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ ステークホルダー間で一致事項を見出すのは労力もあったが, それは多様性の確保されたステークホルダーの参加があったことを示しているので感謝申し上げます。
- ・ 本要請書における5つのテーマは, 行動計画の優先分野と密接に関係。今後の

議論で検討頂きたい。

(外務省)

- ・ 本要請書をまとめて頂き感謝。
- ・ 関係府省庁間にて、行動計画素案の取りまとめ作業に取り組んでいる。本作業を進める上で、関係府省庁におかれては、本要請書の内容も考慮頂ければ幸い。

4. その他

(外務省)

- ・ 来週、ジュネーブでビジネスと人権フォーラムが開催され、日本の行動計画の策定状況について報告をさせて頂く予定。
- ・ ステークホルダーから、個別に関係府省庁と意見交換を行いたいという要望も頂いている。追ってご相談させて頂く。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

- ・ 本会合のテーマに関するステークホルダーからの意見について、関係府省庁からその趣旨確認を行う予定と伺っていたが、次回に回答の時間を頂ければ幸い。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ ビジネスと人権に関する条約化の議論など、国際的な動きに関する日本政府の考え方について、次回作業部会等でインプットを頂ければ幸い。

5. 閉会挨拶

(了)

第4回「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」

出席者一覧

ステークホルダー	
氏名	所属・役職
氏家 啓一	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会事務局次長
銭谷 美幸	第一生命保険(株)運用企画部長兼責任投資推進部長
高橋 大祐	日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー
松岡 秀紀	ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会 SDGs 本部長
片山 銘人	日本労働組合総連合会総合国際政策局国際政策局長
オブザーバー	
荒田 有紀	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会持続可能部長

参加府省庁	
省庁名	課・室
内閣官房	東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
内閣府	企画調整課
警察庁	長官官房企画課
消費者庁	消費者政策課国際室
総務省	大臣官房総務課
法務省	大臣官房国際課
外務省	総合外交政策局人権人道課
	経済局経済協力開発機構室
	国際協力局事業管理室
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省	大臣官房国際課国際戦略企画室
厚生労働省	大臣官房国際課
農林水産省	国際部国際機構グループ
経済産業省	通商政策局国際経済課
国土交通省	総合政策局国際政策課
環境省	地球環境局国際連携課
防衛装備庁	調達管理部調達企画課
政府関係機関	
組織名	課・室
(独)国際協力機構	環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局 審査部環境社会配慮審査課
(株)国際協力銀行	企画部門経営企画部